

国民年金だより No.158

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101（内線 324）
岡谷年金事務所 ☎23-3661

国民年金に加入する方

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。

あなたの加入する年金制度は

加入者（被保険者）の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているために次のように区分されています。

加入者	加入種別	加入届出先	届出に必要なもの
自営業者・農林漁業従事者・学生・無職 などの方で20歳以上 60歳未満の方	第1号 被保険者	市区町村の 国民年金 担当窓口	・年金手帳またはマイナンバーカード （通知カード）※1 ・印鑑 ※2 第2号被保険者であった方は、退職 証明書
・日本国内に住む60歳以上 65歳未満の方 ・20歳以上65歳未満の在外邦人 ※65歳に達しても年金受給権が確保で きない方は70歳になるまでの間で受 給資格を満たすまで加入できます。	任意加入被保険者 （希望により加入）	市区町村の 国民年金 担当窓口	・年金手帳またはマイナンバーカード （通知カード） ・印鑑 ※日本に住所を有する60歳以降の 方の保険料の納め方は、原則口座 振替となります。
厚生年金に加入している会社員や 公務員などで70歳未満の方 ※65歳以上の加入者で、老齢年金の 受給資格のある方は第2号被保険者 となりません。	第2号 被保険者	勤務先が加入手続きを行います	
第2号被保険者に扶養されている 配偶者で20歳以上60歳未満の方	第3号 被保険者	配偶者（第2号被保険者）の勤務先が 加入手続きを行います	

※1 年金手帳、通知カードの場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要です。

※2 印鑑は、被保険者本人が署名の場合は不要です。

会社を退職した時は、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早目にお手続きをお願いします。

上記以外の届出

住所・氏名が変わったとき・・・届出は不要です。

～年金受給権者の場合～

年金の受け取り先を変更するとき・・・市役所に届出書がありますので、振込を希望する金融機関の預金通帳と年金証書をお持ちください。

年金を受給している方が亡くなったとき・・・市役所から年金事務所に受給していた年金を確認後、必要となる手続きについてご案内します。